

『保険金が使える』と勧誘する 住宅工事にご注意ください



- ◆『家で壊れているところはないか、火災保険で修理ができる』『保険金ができるようサポートする』など、自己負担なしで修理ができると勧誘する住宅修理に関する相談が全国の消費生活センターへ多数寄せられています。
- ◆特に近年、大規模な自然災害が多く発生しています。災害を口実にし、経年劣化で損傷した住宅修理も保険金を請求するよう勧め契約させる事業者とのトラブルが多発しています。



例えば…

- ◆修理費の自己負担はないと言われたのに、実際支払われた保険金は見積額の半分だった。支払いはできないとキャンセルを申し出たら高額な違約金を請求された。
 - ◆契約した事業者が保険金請求に必要な見積書など保険会社へ提出し、全額保険金は支払われたが、契約時に説明がなかった『保険金請求の手数料』を請求された。
- ・・・などの事例が寄せられています。



消費生活センターからのアドバイス



- ◆住宅の損害保険は、一般的には台風や落雷などの自然災害によって受けた損害に対して保険金が支払われます。
- ◆住宅の損傷の原因が自然災害によるものか分からない、または経年劣化が原因だと分かっている保険金の請求をすると、契約が解除されたり、支払われた保険金の返金を求められることがあります。
- ◆場合によっては、保険金詐欺として刑事罰に問われる可能性もあります。



- 『保険金が使える』と勧誘を受けても、本当に保険金が支払われるかわかりません。事業者の言葉をうのみにせず、自身で契約している保険会社へ相談してください。
- 住宅工事を検討する場合は、1社ではなく複数社の見積りを取り、必ず比較をしましょう。

太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時 (一人30分程度) ※要予約

【場 所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)